

2019年度

認可保育所・幼保園(保育所部門)・認定こども園(保育所部門)・ 地域型保育施設 入所のでびき

◆入所申込書類提出先 ※原則郵送での受付はいたしません。

松江市役所子育て支援課(⑫窓口)、各支所市民生活課及び子育て支援センター(乃白町)

◆入所申込受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝祭日は除く)

◆2019年4月入所・支給認定申請受付 及び 予約枠制度申込受付

	入所可能枠公開日	申込・申請期間	結果発送日 ※結果は郵送します。電話での問い合わせはお答えできません。
第1次募集	2018年11月30日(金)	2018年11月30日(金) ~ 2018年12月20日(木)	2019年2月1日(金)
第2次募集	2019年2月1日(金)	2019年 2月 1日(金) ~ 2019年 2月 8日(金)	2019年3月1日(金)

※2次募集は1次募集の選考後に残った枠で選考します。

◆2019年5月以降の入所申込・支給認定申請受付

入所可能枠公開日	申込・申請締切日	結果発送日 ※結果は郵送します。電話での問い合わせはお答えできません。
入所希望月の前月の1日 (1日が閉庁日の場合は直後の開庁日) ○子育て支援課の窓口、各支所、子育て支援センター(乃白町)およびHPでご覧になれます。	入所希望月の前月の10日 (10日が閉庁日の場合は直前の開庁日)	入所希望月の前月の20日 (20日が閉庁日の場合は直前の開庁日)

※入園は申込み先着順ではありません。

= 申 込 ・ お 問 い 合 わ せ 先 =

松江市子育て支援課保育幼稚園係(本庁舎窓口番号⑫) 0852-55-5312
55-5313

鹿島支所市民生活課	55-5706	宍道支所市民生活課	55-5804
島根支所市民生活課	55-5726	玉湯支所市民生活課	55-5784
美保関支所市民生活課	55-5744	八雲支所市民生活課	55-5766
八束支所市民生活課	55-5824	東出雲支所市民生活課	55-5844
子育て支援センター(乃白町)	60-8141		

※てびきの内容を松江市のHP(<http://www.city.matsue.shimane.jp>)から閲覧・ダウンロードできます。マイナンバーカードを用いての電子申請も受け付けます。(詳細は松江市HPをご覧ください。)

松江市 入所のでびき

検索



WEBで検索してください

松 江 市

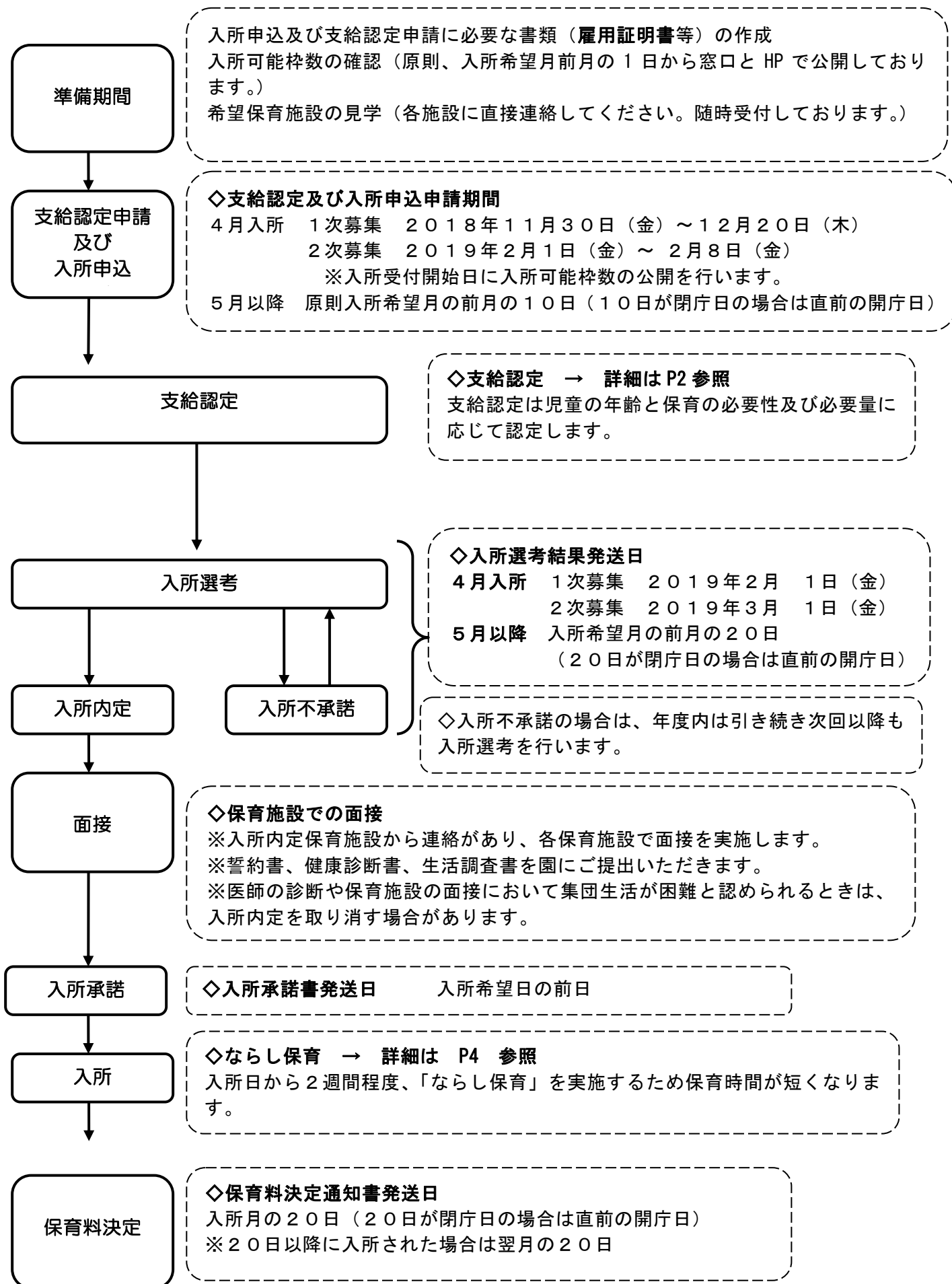
もくじ

1. 入所のながれ	P 1
2. 2019年度の改正点	P 2
3. 支給認定	P 2
4. 入所申込み	P 3
5. 保育料	P 5
6. 市外の保育施設への入所申込について	P 7
7. 転園申込	P 7
8. 入所予約枠制度	P 7
9. 入所後の各種手続き	P 8
10. よくある問い合わせ	P 9
11. その他の子育て支援サービス	P 10
12. 申込書の記入例	P 12
13. 入所選考基準	P 14
14. 保育料表	P 16
15. 幼児教育の無償化について(国からのお知らせ)	P 17
16. 保育施設一覧	P 19



1. 入所のながれ

入所のスケジュールは下記のとおりです。



2. 2019年度の改正点

◎ 保育を必要とする書類について

雇用証明書（様式①）の産後休暇・育児休業期間を記載する項目について変更しました。入所内定後、育児休業を短縮して復職されることになった場合は、入所月の月末までに復職証明書をご提出ください。

3. 支給認定

保育施設（認可保育所、認定こども園（保育所部門）、幼保園（保育所部門）、地域型保育施設）の利用を希望する保護者の方には、支給認定申請により保育所利用のための「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。この認定により市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。

(1) 認定区分

対象年齢	3歳未満	3歳以上	3歳以上
保育の必要性	ある	ある	ない（教育のみ）
支給認定区分	3号認定	2号認定	1号認定（教育標準認定）
利用可能時間	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	原則4時間（教育標準時間） 詳しくは施設へお尋ねください
利用できる施設	認可保育所 幼保園（保育所部門） 認定こども園（保育所部門） 地域型保育施設	認可保育所 幼保園（保育所部門） 認定こども園（保育所部門）	幼稚園 幼保園（幼稚園部門） 認定こども園（幼稚園部門）
申込み先	松江市役所 各支所市民生活課 子育て支援センター（乃白町）	松江市役所 各支所市民生活課 子育て支援センター（乃白町）	入所希望の施設

父母どちらかの就労時間が月48時間未満の場合は、保育の必要性があると認められないため、認可保育所および幼保園や認定こども園の保育所部門には申し込みできません。また入所後、勤務時間の変更により月48時間未満となった場合は、認定取り消し（変更）となり退所していただきます。

(2) 保育の必要性

保育が必要な理由	入所が可能な期間
(1) 月48時間以上の就労をしている ※自営業、内職、農林漁業を含みます	最長で小学校に入学するまで
(2) 出産をする ※産後期間終了後は一度退所となります	出産予定月の前後2ヶ月の間（計5ヶ月間）
(3) 療養が必要な病気がある	療養が必要でなくなるまで
(4) 心身に障がいをもっている	最長で小学校に入学するまで
(5) 同居家族の看護・介護をしている	看護・介護の必要がなくなるまで
(6) 災害復旧に従事している	災害復旧が終了するまで
(7) 求職活動をしている	入所した日から3ヶ月
(8) 大学・専門学校等に在学している	卒業月の月末まで
(9) 虐待やDVのおそれがある	事由が解消されるまで
(10) 育児休業取得時の在園中の児童の継続利用する	翌年度末もしくは翌々年度末まで
(11) その他、保育することが出来ないと判断できるもの	家庭保育可能となる期間まで

(3) 利用可能時間

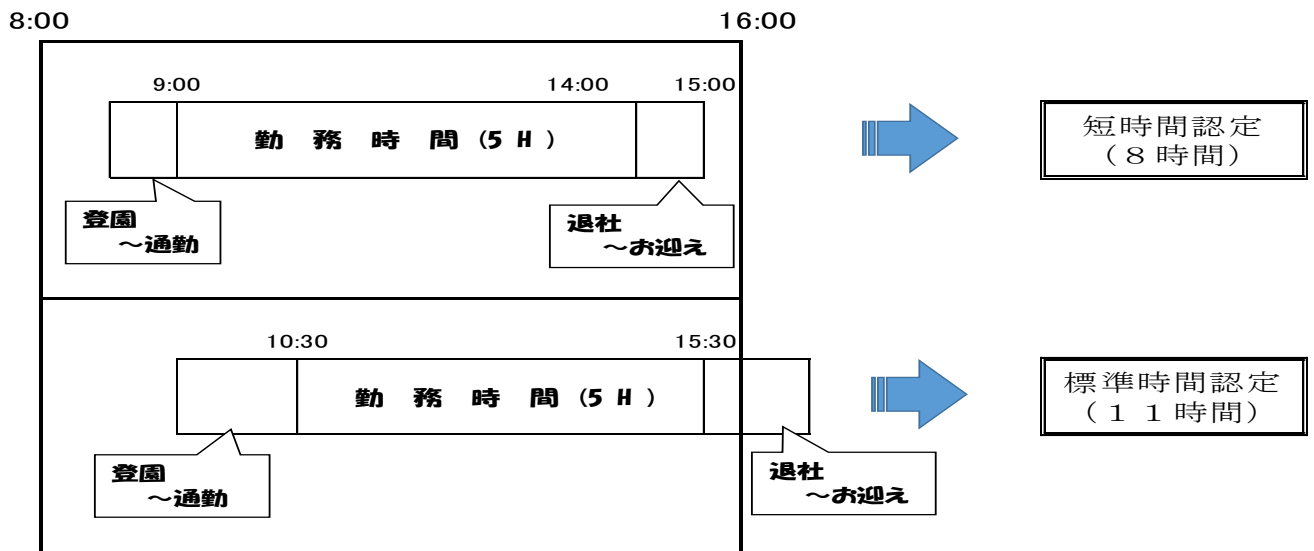
保護者の就労・同居親族の介護・就学等により月あたりの保育を必要とする時間に応じて利用可能な時間帯を設定します。父母のいずれかの保育を必要とする時間が月48時間以上120時間未満の場合は1日当たり8時間の利用（保育短時間）が可能です。また、父・母いずれも120時間以上の場合は1日当たり11時間の利用（保育標準時間）が可能となります。

「保育標準時間（11H）」又は「保育短時間（8H）」の認定は、雇用証明書などに記載してある就業開始及び終了時間と通勤時間を考慮し行います。

入所中（内定）の保育施設が設定した「短時間保育」の時間枠で利用可能な場合は「保育短時間」の認定をします。

なお、通勤途中ででの買い物等の私用については考慮しません。

【例】A 保育園の場合 標準時間（7:00～18:00） 短時間（8:00～16:00）



※時間外勤務などで登園やお迎えが、認定されている利用時間を超える場合は、延長保育となり別途保育料がかかります。延長保育料については各園で定めています。

2015年3月までに松江市の認可保育所に在園していた児童とその後入所した兄弟姉妹については、父母の就労時間に関わらず保育標準時間認定を行います。期間については、2015年3月に在園していた児童が退所するまでとします。

4. 入所申込み

(1) 入所の条件

入所するためには3つの条件があります。

- ① 父母など保護者が就労などによる保育の必要性が認められていること。（支給認定2号、3号）
- ② 保護者及び児童が入所日までに松江市に住民登録をしていること。
- ③ 保育施設における日常生活に支障がないこと。

(2) 対象年齢

年度途中で誕生日を迎えても、その年度末（3月）までクラスは変わりません。

生年月日	対象年齢（クラス）
2018年4月2日～	0歳児
2017年4月2日～2018年4月1日	1歳児
2016年4月2日～2017年4月1日	2歳児
2015年4月2日～2016年4月1日	3歳児
2014年4月2日～2015年4月1日	4歳児
2013年4月2日～2014年4月1日	5歳児

(3) 入所日

入所日は各月の1日からです。

- ◆ 育児休業終了後の入所は、職場復帰前月あるいは当月の1日を希望日にできます。
- ◆ 産後休暇終了後の入所は、各保育施設の最短の入所可能日を希望日にできます。
- ◆ 意東保育園は、満1歳から入所可能な保育所です。申込児童が満1歳となる日が入所希望日となります。

入所日から「ならし保育」が始まります

「ならし保育」とは入所日から2週間程度、入所児童が保育施設での生活に慣れるために実施するものです。この期間内は保育時間を半日程度から徐々に延ばしていき、最終的に1日お預かりすることとなります。これは入所した児童が新しい環境に慣れるために必ず、実施している期間です。ご理解ご協力をお願いいたします。なお、ならし保育の期間も保育料に変更はありません。

(4) 入所申込に必要な書類

新規（転園）入所申込に必要な書類については下記の3つとなります。

① 支給認定（変更）申請書兼保育所等・幼稚園等利用申込書（ 児童1人につき1部 ）

※ 記入例（P12～13）を参考に申込書の作成をしてください。

② 「保育を必要とする事由」を確認する書類（ 父母それぞれに1部 ）

保育を必要とする事由	書類の名称	番号	注意事項
就労	雇用（内定）証明書	①	単身赴任の場合も提出が必要です。 親族の経営する法人・自営業で勤務されている方は、従事していることわかる資料の添付が必要です。 ・前年の確定申告または源泉徴収票のコピーなど ・育児休業給付金支給決定通知書のコピー (育児休業取得中(見込み)の場合)
	自営・農業・漁業 その他就労申告書	②	自営・農業・漁業に従事していることがわかる資料の添付が必要です。 ・前年の確定申告のコピー ・事業のために購入した物品の納品書など (前年中に就労開始の場合)
疾病 同居家族の介護・看護	診断書	③	「保護者記入欄」に必要事項を記入後、提出してください。 「保護者記入欄」及び「同居親族の介護・看護する方の記入欄」に必要事項を記入後、提出してください。
求職活動中	求職活動申立書	④	入所選考上の優先度は最も低くなります。 入所月から3ヶ月以内に月48時間以上の就労を開始しない場合は退所となります。
心身の障がい	障がい者手帳など		障がい者手帳などに併せて診断書（用紙番号③）の提出が必要です。
出産	母子手帳		母子手帳表紙と分娩予定日のわかる部分をコピーし持参ください。 産後期間終了後は退所となります。
訓練校等の在学	在学証明書 合格通知書 など		在学期間や在学時間の記載が必要です。

③ その他（該当の方のみ）

- ・ 障がい者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給証等のコピー（同居家族で手帳をお持ちの方につき1部）、生活保護受給証明書のコピー
- ・ 復職証明書（保育所入所内定後、育児休業期間を短縮して復職される方のみ）

(5) 申込上の注意点

- ◆入所可能な人数以上の申込があった場合は選考基準(P14～15)に基づいて入所審査を行います。結果によっては入所できない場合があります。
- ◆入所可能枠数は入所希望月の前月1日に子育て支援課・各支所市民生活課・子育て支援センター(乃白町)及び松江市HPで公開します。なお、申込締切日までに急な退所等により、空枠を変更する場合がありますので、入所可能枠がない保育施設であっても申込は可能です。
- ◆提出に必要な書類を申込み締切日までにすべて揃えてください。
- ◆申込書類は、一度提出されますと返却いたしません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。
- ◆内定後、申込時の状況と変更になった場合(退職、転職等)は内定取り消しとなる場合があります。

～育児休業中の方へ～

育児休業取得中または育児休業終了後に勤務先を退職(転職)した場合や、育児休業から復職されない場合は、内定取り消しまたは退所になります。

保育施設に入所できず、育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類につきましては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

申込書類や内容に誤り、虚偽があった場合は入所内定・承諾を取り消します。

5. 保育料

保育施設は市民の皆様からの税金や、国からの補助金などで運営しています。また、保護者には保育に必要な経費の一部を保育料として毎月負担していただきます。保育料の月額はいずれも各世帯にかかる市町村民税の税額と児童の年齢によって決まります(公立・私立でも基準は同じです)。

なお、国において3歳から(住民税非課税世帯については0歳から)の保育料について2019年10月から無償化することが進められています。詳しくは17ページ参照

(1) 保育料算定方法

①保育料は、算定対象である保護者(父・母)の市町村民税の合計・入所児童の対象年齢・保育時間により決定します。場合によっては、保護者の市町村民税や所得金額等を確認するため下記の書類を提出していただくことがあります。提出が必要な方には、松江市からご連絡いたします。

(必要書類)

(ア) 給与所得者の方

6月頃お勤め先から配布される、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知(納税義務者用)」のコピー

(イ) 自営業等の方

6月頃市町村長から送付される、「市民税・県民税納税通知書及び課税明細書」のコピー

(ウ) 非課税の方(配偶者の扶養になっている)

「市民税・県民税非課税証明書」(1月1日に住所があった市役所等で発行)

(エ) (ア)(イ)を紛失した方

「市民税・県民税課税証明書(但し住宅取得控除などの控除額も記載されていること)」

※市町村民税の所得割を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

扶養義務者(父・母)の1年間の収入の合計が120万円未満で、祖父(祖母)と同居しており、祖父(祖母)が児童の健康保険の扶養者になっている場合は、同居の祖父(祖母)を「家計の主宰者」とし、算定対象に含めて保育料を算定いたします。

※申込児童の保険証の写しが必要になる場合があります。

- ② 毎年4月と9月に保育料の切り替えを行います。

2019年4月～8月分の保育料	2019年9月～3月分の保育料
2018年度市町村民税により決定 (2017年分の収入に基づく市町村民税)	2019年度市町村民税により決定 (2018年分の収入に基づく市町村民税)

- ◎未申告や税の証明書が未提出の場合、松江市保育料基準額表の**最高階層を保育料**として決定します。書類の提出や税金の申告を必ずしてください。
- ◎児童手当の現況届用取得された所得課税証明書では保育料を算定できない場合があります。
- ◎国の制度改正に伴い、2018年1月1日以降で指定都市にお住いだった方は、2018年度分からの市民税所得割の課税標準額が6%から8%に変更になりますが、保育料については、変更前の税率(6%)で保育料を決定します。
- ◎市町村民税の賦課期日において国内に住所が無い場合、所得額や社会保険料及びその配偶者等扶養する親族の状況をもとに計算した市町村民税の所得割額(国内と海外の給与の合算)を当該年度の市町村民税の所得割額とみなして保育料を算定します。

(2) 寡婦控除のみなし適用について

婚姻歴がないひとり親家庭を対象に、税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されるものとみなして、保育料の算定を行う制度を実施しています。該当の場合、申請や提出書類等が必要となります。(みなし適用を受けても保育料が変わらない場合もあります。)詳しくは松江市子育て支援課までお問い合わせください。

(3) 保育料の納付 (※認定こども園・地域型保育施設は除く)

◆保育料の納入期限・・・毎月末日(末日が金融機関が休みの場合は翌営業日)

◆保育料の納付は各金融機関の自動口座振替を推進しています。(指定金融機関での手続きが必要)

◆毎月の納期にお支払ができなかった場合は『督促状』が届きますので手数料80円を含めて納付してください。指定の期日までに納付されなかった場合には、勤務先・自宅などへ電話や調査を行い、給料等の差押等、滞納処分を行うことがあります。

◆保育料の納付が困難な場合は、子育て支援課までご相談ください。

(4) 保育料の口座振替 (※認定こども園・地域型保育施設は除く)

◆口座振替は所定の申込用紙(子育て支援課、各支所、市内の金融機関の窓口においてあります)により、直接金融機関へ提出してください。口座振替の開始は概ね提出された翌月分からとなります。なお、振替手数料はかかりません。

◆口座振替の手続きが完了すると20日頃に「保育料納入通知書」を送付します。手続きが完了していない場合は保育料決定通知書に納付書を同封いたしますので、納付書でお支払ください。

◆きょうだい既に入所(認定こども園・地域型保育施設は除く)しており口座振替を利用している場合は、新規入所する児童については口座情報を自動的に引き継ぎますので、改めて手続きをしていただく必要はありません。

◆認可保育所間で転園した場合は以前の口座情報を自動的に引き継ぎます。

(5) 給食費等の保護者負担

◆保育施設での給食に関する費用は保育料に含まれていますが、3歳児以上になると主食(ごはん・パンなど)費を別途各保育施設で徴収します。

◆保育施設によっては保護者会費や備品代等の負担が必要になる場合があります。詳細は各保育施設により異なりますので必ず事前にご確認ください。

◆認定こども園、地域型保育施設を利用する場合、保育料は園に直接納付することになります。また、認定こども園においては、『特別負担金(利用者のみ)』を徴収される場合があります。詳しくは各施設にお尋ねください。

6. 市外の保育施設への入所申込について

勤務先が松江市外にある場合や、里帰り出産をする場合など、松江市に住民登録している児童でも市外にある保育施設への入所申込ができます。詳しくは松江市子育て支援課までお問い合わせください。

7. 転園申込

現在利用中の保育施設に入所したままで、他の保育施設への転園申込をすることができます。
なお、転園ができなかった場合、現在の保育施設をそのまま利用することになります。

- ◆転園申込は、新規申込と同様に子育て支援課、各支所市民生活課または子育て支援センター（乃白町）で受け付けます。

8. 入所予約枠制度(産後休暇・育児休業を取得される世帯)

産後休暇・育児休業が終了し、年度の途中で職場に復帰しなければならないことがわかっている方を支援する目的で、4月入所とは別に5月以降の入所申込ができる制度です。

(1) 対象となる世帯

保護者(父・母)の産後休暇・育児休業が終了し、2019年5月1日から2020年4月30日までに職場復帰される世帯のうち、**2019年5月1日から2020年3月1日までの間に入所を希望する世帯。**

【注意点】

次のいずれかに該当する世帯は入所予約枠制度の対象とはなりません。

- ◆育児休業取得後に退職される方 ◆出産のため一旦退職して再就職される方
- ◆自営業・漁業・農業に従事している方 ◆法人登録をしていない職場に復帰される方

(2) 募集期間

第1次募集 : 2018年11月30日(金) ~ 2018年12月20日(木)
第2次募集 : 2019年 2月 1日(金) ~ 2019年 2月 8日(金)

【注意点】

- ◆上記の期間終了後の申込は予約枠選考の対象とはなりません。
- ◆第2次募集の選考は、第1次募集選考で残った予約枠に対して行います。
したがって、**第2次募集期間にはご希望の保育施設に予約枠が残っていない場合があります。**

(3) 予約枠数

- ◆各保育施設の事情によって異なります。予約枠のない保育施設もあります。
- ◆枠数以上の申込があった場合は入所選考を行います。

(4) 注意事項

- ◆希望園は**3か所**まで記入できます。
- ◆入所日は職場復帰日の**前月の1日か当月の1日のどちらか**を選ぶことができます。
- ◆予約枠による入所ができなかった場合は、あらかじめ入所希望月の前月までに入所申込書を提出してください。(就労等の状況に変更がなければ添付書類は不要です。)
- ◆予約枠を確保できた場合、入所希望月を申込者の都合で変更することはできません。
変更したい場合は予約枠による入所を辞退し、あらかじめ再度希望する月の前月までに入所申込書を提出してください。
- ◆保育施設に入所できず、育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類につきましては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。予約枠を確保できなかった場合の通知は入所不承諾通知書とは異なりますので、育児休業の延長による育児休業給付金の申請に使えない場合があります。希望月の前月に再度申込をしてください。

9. 入所後の各種手続き

(1) 入所後に変更があったとき

入所後に下記の変更があった場合は、必ず子育て支援課へ連絡ください。

変更内容	必要な手続き
① 住所の変更・電話番号・同居家族の変更	子育て支援課へ連絡
② 転職、勤務地および勤務時間の変更	雇用（内定）証明書（用紙番号①）の提出
③ 退職	求職活動申立書（用紙番号④）の提出
④ 結婚・離婚	戸籍謄本の写しの提出 その他必要な書類または手続きがある場合は子育て支援課から案内します。
その他	内容を伺って必要な書類がある場合は子育て支援課から案内します。

(2) 保育料の変更を伴う届出について

「保育料決定通知書」発送後に所得等の修正申告や、生活保護受給・廃止、算定対象者が異動（婚姻・離婚・家計の主宰者の同居や別居など）した場合には子育て支援課に手続きをしてください。

① 所得等の修正申告をしたとき

修正申告書の写しを提出してください。保育料の再計算をします。その結果、保育料が変更になる場合があります。

② 生活保護受給・廃止したとき

受給・廃止の写しを提出してください。事由が発生した日の当月から保育料を変更します。

③ 保育料の算定対象者の異動があったとき

異動のわかる書類（戸籍の写し、住所異動届の写し）を提出してください。このことにより保育料が変更になる場合は事由が発生した日の翌月から保育料変更をします。事由が発生した日が1日の場合は当月からとなります。

(3) 保育施設の長期休所・退所

① 長期休所の場合

保育施設を長期休所される期間は最長で2ヶ月を目安として認めています。

理由なく連絡もないまま長期間休所の場合、家庭保育可能と判断し、保育の実施を解除する場合があります。

なお、休所の場合も保育料は通常どおり、お支払いいただくこととなります。

② 退所する場合

ご都合により保育施設を退所する場合は、退所することが確定した時点で速やかに退所届（用紙番号⑦）を入所している保育施設に提出してください。口頭での退所はできません。

この退所届のご提出がない場合は、通所していない期間も保育料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

(4) 育児休業を取得した場合の、入所中の児童の取扱について

◆育児休業取得対象の児童（下の子）が満1歳になる翌年の3月までの育児休業期間であれば、入所中の児童（上の子）は継続して利用できます。それを超える期間の育児休業を取得される場合は、出産月の翌々月で退所となります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

10. よくある問い合わせ(Q&A)

Q 1 月途中で保育時間（標準⇔短時間）の認定が変わった場合、利用時間はいつから変わりますか？

A. 認定変更に伴い、月途中からでも保育利用時間に変更となりますが、保育料は申請の翌月から変更になります。

Q 2 入所申込をすると必ず保育施設に入所できますか？

A. 必ず入所できるとはかぎりません。

《補足》保育施設に入所可能な枠があり、申込者が多数の場合は利用調整し、優先度の高い方から入所内定します。また、希望される保育施設に入所可能な枠自体がない場合もあります。

Q 3 保育施設の空き枠情報は、どこで確認できますか？

A. 毎月1日から翌月の空き情報を子育て支援課・各支所市民生活課窓口・子育て支援センター（乃白町）窓口・松江市役所HPで確認できます。《補足》間違いやすい園名があるため、電話でのお問い合わせはお断りしております。

Q 4 空き枠のない保育施設に申込はできますか？

A. できます。《補足》入所申込締切後の転園や退所などにより空きが出ることもあります。

Q 5 複数の保育施設を希望する場合、希望順位の高い保育施設の方が入所しやすいですか？

A. 希望順位が高いから入所しやすい訳ではありません。

《補足》希望順位にかかわらず、希望された保育施設毎に入所選考を行います。複数の保育施設に入所できる場合に、希望順位の高い保育施設で内定します。

Q 6 松江市への転入予定で現在、市外在住ですが入所の申込はできますか？

A. できます。ただし、入所時点で住民票が松江市にあることが条件となります。《補足》松江市が指定する申込用紙で松江市子育て支援課・各支所市民生活課・子育て支援センター（乃白町）・電子申請で受付けます。電子申請の詳細につきましては松江市役所HPをご覧ください。

Q 7 就労していませんが、出産の前後に子どもを保育施設に入所させることができますか？

A. 入所希望月の前月までに入所申込をしてください。入所が可能な期間は、出産予定月の前後2ヶ月の間（計5ヶ月間）です。入所選考の結果によっては入所できない場合もあります。また利用期間の延長はできません。あらためて入所申込をしてください。

Q 8 育児休業中ですが、入所申込はできますか？

A. 職場復帰日の前月1日又は当月1日の入所申込ができます。

Q 9 不承諾となったが、次月以降も入所申込が必要ですか？

A. 必要ありません。

《補足》2020年3月入所まで自動的に毎月入所審査を行います。

なお、希望する保育施設の変更・追加がありましたら、申込締切日までに保育所入所変更届（用紙番号⑤）を提出してください。

11.その他の子育て支援サービス

松江市では保育施設の保育以外にも以下のような子育てサービスがあります。詳細は、個別のチラシ・パンフレット等でご確認ください。

(1) 一時預かり

普段、保育施設の保育を利用していない児童が保護者の仕事や病気・冠婚葬祭、リフレッシュなどで昼間一時的に保育ができないときに利用できます。

通常保育とは利用できる時間帯・利用可能な年齢が異なります。事前の登録や予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、直接実施している保育施設へお申込みください。

(2) 休日保育

日曜日・祝日に、保護者の仕事や病気・冠婚葬祭等で日中保育が必要な場合にお預かりする保育です。事前の登録・予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、実施している保育施設へ直接お申込みください。松江市内では「にじいろ保育園」のみとなっております。(2018年10月時点)

(3) 病児保育

児童(0歳から小学校3年生)が病気・病気回復期に、保護者の仕事や病気や冠婚葬祭等で保育ができない場合にお預かりするサービスです。利用にあたっては、事前の登録が必要です。子育て支援課または実施施設へお問い合わせください。※ 登録の際には、母子手帳と印鑑を持参ください。

障がいのある児童については、小学校6年生までご利用できますので子育て支援課へお問い合わせください。

【実施施設】	・松江市立病院すこやか保育室(乃白町)	・・・60-8145
	・松江赤十字乳児院(南田町)	・・・24-6417
	・のぎこども園病児病後児保育室(乃木福富町)	・・・61-5151
	・比津ヶ丘保育園融合センター病児病後児保育室(比津町)	・・・28-2218
	・つわぶきこども園病児病後児保育室(山代町)	・・・61-2678

(4) まつえファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人での助け合いを目的とした有償のボランティアサービスです。事前に登録が必要です。

【問い合わせ先】 まつえファミリーサポートセンター …… 32-0850

(5) 訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前のお子様を育てている家庭で、一時的に家事やお子様の世話が必要なときに、松江市が認定した子育てホームサポーターが自宅に訪問してお手伝いします。なお、このサポートのご利用は保護者が在宅の場合となります。指定事業所にて登録手続き(無料)が必要となります。

【問い合わせ先】 子育て支援センター(乃白町) …… 60-8141

【指定事業所問い合わせ先】 松江市シルバー人材センター …… 27-0888

まごころサービス松江センター …… 25-5335

ケアサービス松江 …… 55-7168

※ 上記指定事業所(3施設)については **2018年10月現在のものです**

(6) ショートステイ・トワイライトステイ

保護者の病気や出張等で、家庭での養育が困難になった児童を一時的にお預かりします。

【問い合わせ先】 子育て支援課 保育幼稚園係 …… 55-5312、55-5313

【実施施設】 …… 松江赤十字乳児院（0歳から満3歳まで）
…… 双樹学院（満3歳から就学前児童）

ショートステイ …… 1泊2日以上（7日まで利用可能）

トワイライトステイ …… 17:00～翌朝8:00まで

(7) 緊急一時預かり事業

保育所入所ができなかった児童について、幼稚園の空き教室を実施場所として保育所入所できるまでの間、一時的に預けていただくことができる緊急一時預かり事業を実施しています。

【問い合わせ先】 子育て政策課 子育て総務係 …… 55-5666、55-5178

【実施施設】 …… 津田幼稚園 …… 月曜日から金曜日までの8時から18時まで